改
 正
 前
 改
 正
 後

## 国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)

(前略)

(俸給の調整額)

第11条 俸給の調整額は、職務の複雑、困難若しく 第11条 は責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境そ の他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員 に比して著しく特殊な別表第7に掲げる者に対し、 その区分に応じた調整数を別表第8における職務の 級(職責調整手当の支給を受ける教職員にあって は、その支給の基礎となる第5条第2項の規定によ り決定される職務の級。以下「標準級」という。) に応じた調整基本額(その額が俸給月額及び職責調 整手当の合計額の100分の4.5を超えるときは 、俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の 4. 5に相当する額とし、その額に1円未満の端数 があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) に乗じて得た額を俸給の支給に準じて支給する。た だし、その額が俸給月額及び職責調整手当の合計額 の100分の25を超えるときは、俸給月額及び職 責調整手当の合計額の100分の25に相当する額 とする。

(中略)

別表第1~第6 (略)

別表第7

(同 左)

(俸給の調整額)

(同 左)

別表第7

別表第1~第6

勤務箇所	支給		職務内	調整数
	職種	É	容	
(略)				
	1			<del> </del>
原子炉実験所				
原子炉実験所	$\overline{}$	-	(略)	
原子炉実験所				
	期務箇所         原子炉実験所         原子炉実験所         原子炉実験所         原子炉実験所         原子炉実験所         原子炉実験所         原子炉実験所         原子炉実験所         原子炉実験所	勤務箇所     支約       原子炉実験所     原子炉実験所       原子炉実験所     原子炉実験所       原子炉実験所     原子炉実験所       原子炉実験所     原子炉実験所       原子炉実験所     原子炉実験所       原子炉実験所     原子炉実験所       原子炉実験所     原子炉実験所	勤務箇所       支給職種         (略)       (略)         原子炉実験所 原子炉実験所 原子炉実験所 原子炉実験所 原子炉実験所 原子炉実験所 原子炉実験所       (の事業)         原子炉実験所 原子炉実験所 原子炉実験所       (の事業)         原子炉実験所 原子炉実験所       (の事業)         原子炉実験所       (の事業)         原子炉実験所       (の事業)	勤務箇所     支給 職務内 密       (略)     職種 容       原子炉実験所     原子炉実験所 原子原子原子原子原子原子原子原子原子原子原子原子原子原子原子原子原子原子原子

別表第8~第11 (略)

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇 等に関する規程

(平成16年達示第80号)

(前略)

第4章 勤務時間の特例 (1箇月単位の変形労働時間制) 第4章 勤務時間の特例 (1箇月単位の変形労働時間制)

	勤務箇所	支給	職務内	調整数
		職種	容	
	(同 左)		I	Ī
1 6	複合原子力科学研究所			
1 7	複合原子力科学研究所			
1 8	複合原子力科学研究所			
1 9	複合原子力科学研究所			
2 0	複合原子力科学研究所	$\overline{}$	(同 左)	
2 1	複合原子力科学研究所			
2 2	複合原子力科学研究所			
2 3	複合原子力科学研究所			
2 4	複合原子力科学研究所			

別表第8~第11 (同 左)

- 第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務す 第16条 -る必要のある教職員については、1箇月以内の一定 期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分 を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別 に割り振ることがある。
- 2 別表第3の教職員の割振り単位期間、週休日、始 2

			割振り単位期間 休憩時間は、同		2					
ころによ		N, //C O	THOSE STREET	,32(1-)2-17-0-2		ノ				
(中 彫										
別表第1・		各)			別表第1・	2 ([	司 左)	)		
別表第3	•	-/			別表第3					
教職員	割振り	週休	始業及び終業	休憩時間	教職員	割振り	週休	始業及び終業	休憩時間	
の区分	単位期	日	の時刻		の区分	単位期	B	の時刻		
	間					間				
1			(略)		1	(同 左)				
原子炉			午前8時30	正午から午後	複合原			午前8時30	正午から午後	
実験所	(略	)	分から午後5	1時まで	<u> 子 力 科</u>	(同	左)	分から午後5	1時まで	
に勤務			時15分まで		学研究			時15分まで		
する教			午前8時30	正午から午後	所に勤			午前8時30	正午から午後	
職員の			分から午後1	0時45分ま	<u></u> 務する			分から午後1	0 時 4 5 分ま	
うち、 <u>原</u>			時45分まで	で	教職員			時45分まで	で	
子 炉 実			午前8時30	原子炉実験所	のうち、			午前8時30	複合原子力科	
験 所 長			分から午後9	<u>長</u> が定める 1	複合原			分から午後9	学研究所長が	
が指定			時まで又は午	時間30分	子力科			時まで又は午	定める1時間	
する者			後8時30分		学研究			後8時30分	30分	
			から翌日午前		<u>所 長</u> が			から翌日午前		
			9時まで		指定す			9時まで		
			午後1時から	_	る者			午後1時から	_	
			午後5時30					午後5時30		
			分まで					分まで		
			午後2時45	原子炉実験所				午後2時45	複合原子力科	
			分から翌日午	<u>長</u> が定める 2				分から翌日午	学研究所長が	
			前9時まで	時間45分				前9時まで	定める2時間	
									45分	
			午後7時15	原子炉実験所				午後7時15	複合原子力科	
			分から翌日午	長が定める1				分から翌日午	学研究所長が	
			前9時まで	時間30分				前9時まで	定める1時間	
									30分	
(略)				(同 左)						
別表第4・	· 別表第	5 (	略)		別表第4	別表第	5 (	同 左)		
		`	,		附	則	`	, ,		
							成304	年4月1日から	施行する。	
1									·	

- (同 左)